

静岡県 児童福祉職の紹介

こどもを輝く未来へ導く仕事です



静岡県中央児童相談所

主な仕事と配属先

児童福祉に関する専門的な知識・技術をもって、児童相談所におけるケースワーク、県立児童福祉施設における入所児童の自立促進や生活指導等に携わり、一時保護所児童や知的障がい児等の児童の福祉の向上を図ります。

配 属 先

右記の業務を行う主な所属	主要業務
児童相談所(賀茂/東部/富士/中央/西部)	児童相談
児童相談所一時保護施設(2ヶ所)	子どもの保護・育成・指導 ※週1回程度の宿直あり
吉原林間学園(児童心理治療施設)	子どもの保護・育成・指導 ※週1回程度の宿直あり
三方原学園(児童自立支援施設)	知的障がい児の育成・指導 ※週1回程度の宿直あり
磐田学園(福祉型障害児入所施設)	女性相談・配偶者暴力相談
女性相談支援センター	企画・調整等
静岡県健康福祉部(こども若者局/ 障害者支援局 等)	

分野・主要業務

● 児童の保護・育成・指導

県立の児童福祉施設において、
利用者の日常生活を支援するほか、
各施設の特性に応じた専門性の
高い支援を提供します。

※県立の児童福祉施設・・・

- ・児童自立支援施設（三方原学園）
 - ・児童心理治療施設（吉原林間学園）
 - ・福祉型障害児入所施設（磐田学園）
 - ・児童相談所一時保護所（2力所）



兒童自立支援施設 三方原學園



福祉型障害児入所施設 磐田学園



兒童心理治療施設 吉原林間學園

分野・主要業務

● 女性相談・配偶者暴力相談

女性相談支援センターにおいて、
要保護女子の相談・調査・育成・保護等を行います。



● 企画・調整等

県庁の各課において、
福祉施策に関する企画・調整等の業務を行います。

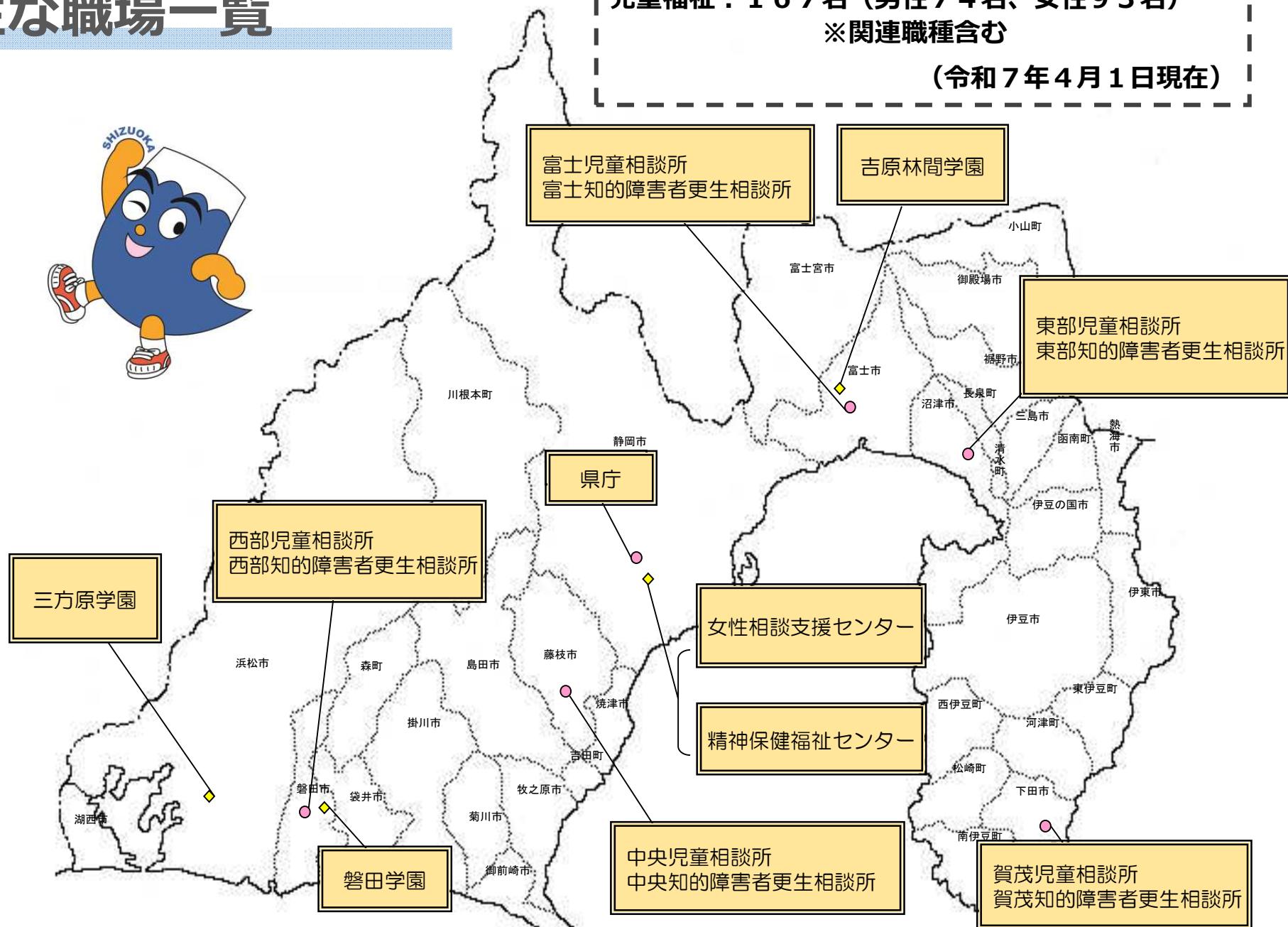


主な職場一覧



児童福祉：167名（男性74名、女性93名）
※関連職種含む

（令和7年4月1日現在）



主な職場と仕事内容



児童相談所

- ◆ 18歳未満の児童の虐待、非行、養育等に関する相談業務に主にケースワーカーとして携わります。
- ◆ 静岡県では、藤枝市など県内 5箇所に設置しています。

児童相談所一時保護所

- ◆ 虐待等により保護が必要になった児童の、緊急保護、生活指導、行動観察等を行います。
- ◆ 静岡県では、県内 2箇所に設置しています。



主な職場と仕事内容



吉原林間学園 (児童心理治療施設)

- ◆ 家庭環境その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童に対し、入所生活を通じて生活指導を行い、健全な地域生活に復帰できるよう援助を行います。
- ◆ 県内唯一の児童心理治療施設であり、富士市内に設置しています。

三方原学園 (児童自立支援施設)

- ◆ 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等に対して、入所生活を通じて生活指導を行い、健全な地域生活に復帰できるよう援助を行います。
- ◆ 県内唯一の児童自立支援施設であり、浜松市内に設置しています。



主な職場と仕事内容



磐田学園 (福祉型障害児入所施設)

- ◆ 知的障害のある児童に対して、入所生活を通じて日常生活に必要な生活援助、指導、社会自立のための指導や訓練を行います。
- ◆ 県立の福祉型障害児入所施設として、磐田市内に設置しています。

女性相談支援センター

- ◆ 配偶者の暴力など女性に対する相談支援や緊急の場合の一時保護を行います。

精神保健福祉センター

- ◆ こころの病を持つ方に対する相談支援等を行います。

健康福祉部 (こども未来課/こども家庭課/障害者政策課)

- ◆ 少子化対策やこども・子育て支援（こども未来課）、要保護児童対策（こども家庭課）、障害者支援の施策（障害者政策課）等を行ないます。